

令和7年11月19日

聴取報告書

【概要版】

福津市基金管理運用聴取委員会
委員長 福井 崇郎

目 次

1. 聽取実施に至る経緯	1
2. 福津市基金管理運用聴取委員会	1
3. 聽取事項	2
4. 聽取方法	2
5. 聽取対象者	2
6. 聽取の諾否	3
7. 聽取結果	
(1) 平成30年度以降の基金の運用方針は誰がどのように決めたのか	3
(2) 国債の事前決裁	4
(3) 資金管理運用会議	5
(4) 同時期に超長期国債を大量に購入したこと	8
(5) 売却に向けた協議	9
(6) その他	
①基金運用の方針変更	10
②社債（光通信）購入の経緯	13
③資金管理に関する内規の改正	16
④債券保有比率の上昇と債券価格の下落	18
8. 基金運用にかかるガバナンスに対しての結論	19
9. 基金の健全な運用に向けて	20
10. おわりに	22

1. 聽取実施に至る経緯

福津市が、平成31年度（令和元年度）から令和2年度にかけて、市の基金から70億円以上を投じた国債及び社債の時価が約3割下落したことにより、基金残高約110億円の2割に相当する約23億円の含み損（令和6年9月時点）を抱えていることが判明した。

このため、「財政の硬直化を招く」「適切な投資判断であったのか」などの疑念や疑問が生じたことから、令和7年5月12日付で福津市基金管理運用聴取委員会が設置され、同委員会において関係者から事実関係を聴取した。

2. 福津市基金管理運用聴取委員会

（1）設置

福津市の基金運用について、地方自治法第138条の4第3項の規定に準じて、平成30年度以降、超長期債券（国債及び地方債等の有価証券であって、満期日までの期間が10年を超えるものをいう。以下同じ。）が購入された事案に関する事務の処理等について、公正及び中立の立場から関係法令等を踏まえ、第三者委員会等による調査を見据えて、事実関係の任意聴取（書面を含む）、基金の管理運用の在り方の確認等を行う福津市基金管理運用に関する内部聴取委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

（2）所掌事務

- ①事実関係の聴取及び確認
- ②原因及び背景の究明
- ③基金管理運用の在り方の検討
- ④前3号に掲げるもののほか、委員会が聴取、審議に必要と認めるもの

（3）委員会の構成

- ①委員長 市長 福井 崇郎
- ②委 員 総務課長 竜口 大策
- ③委 員 総務課職員 1名

（4）委員会設置年月日

令和7年5月12日

3. 聽取事項

(1) 聽取項目

- ①平成30年度以降の基金の運用方針は誰がどのように決めたのか
 - ②国債購入の事前決裁
 - ③福津市資金管理運用会議（以下「資金管理運用会議」という。）
 - ④同時期に超長期国債を大量に購入したこと
 - ⑤売却に向けた協議
 - ⑥その他
- ※上記の他、会計管理者のみ「債券購入時のリスクヘッジ」

(2) 聽取対象期間

平成30年度から令和2年度まで

4. 聽取方法

文書による事前質問及びその回答内容に基づく口頭による聴取
(光通信の社債については口頭による聴取のみ)

5. 聽取対象者

(1) 聽取対象期間である平成30年度から令和2年度までの間、次に掲げる役職にあった者（現在、退職している者も含む）

- ①市長（以下「原崎元市長」という。）
- ②副市長（以下「A元副市長」という。）
- ③会計管理者兼会計課長（以下「B元会計管理者」という。）
- ④総務部長
- ⑤財政調整課長
- ⑥会計課審査係長
- ⑦財政調整課財政係長

(2) 令和7年8月1日時点において休職中で、復帰予定が同年9月以降、かつ対象期間の職位が係長以下である者は聴取対象に含めない。

6. 聽取の諾否

上記対象者のうち、原崎元市長は事前質問に回答したが、口頭による聴取の日程調整には応じなかった。

また、B元会計管理者は、不明瞭な記憶のもとには一切回答できかねるとして、事前質問に対しては未回答の状態で返信し、口頭による聴取の日程調整には応じなかった。

7. 聽取結果

3(1)に掲げた各聴取項目について、事前質問の回答及び口頭による聴取により得られた証言の概要は以下のとおりである。

なお、以降「証言する」「述べる」等の記載は、口頭による聴取の際の証言に限らず、事前質問の回答も含むものとする。

(1) 平成30年度以降の基金の運用方針は誰がどのように決めたのか

平成30年8月9日付の起案文書により、従来、基金の運用方針は満期保有を原則としていたが、以降、積極的な運用が容認され、かつその対象に国債を加えることとなった。

このことについて、決裁するにあたり会計管理者からの説明や協議の有無、事前の相談があった場合、それはいつ頃かについて確認した。

原崎元市長は、市民サービスとともににある市財政運営の資源である基金の健全かつ有効なる運用に関心はあった。国債のみというよりも基金及び債券の運用のより健全かつ有効なる可能性の説明はあったものと記憶しているとした上で、事前相談の時期については記憶が定かではなく、法令等、適切な会議などの行政事務の手続きを経て、決裁文書が用意されたものとの認識であると述べている。

A元副市長は、時期などは明確に覚えていないが、B元会計管理者は事前説明を丁寧にする職員であったため、協議か説明はあったのではないかと思うということだった。

その他の職員の中で、事前の相談があったと答えた者はいなかった。

その他の職員の中には、次のように述べた者がいた。

- ・B元会計管理者が、既に市長の決裁を受けた当該起案文書を直接財政調整課へ持ち回り、市長、副市長へは事前に説明して了承済であるとして合議を求められた。そのときは、（同意を意味する）合議ではなく、単なる事後確認でしかない、即ち供覧である旨を伝えて押印した。
そして、B元会計管理者が、こうした市長決裁済の起案文書を財政調整課へ持ち回ることは、本件に限らず多々あった。
- ・この点、A元副市長は、合議区分に財政調整課長の押印がない状態で起案文書が自身（A元副市長）へ回付されるようなことはあったかという質問に対し、そのようなことがあれば差し戻さなければならないので、そのようなことはなかったと思うと述べた。
- ・B元会計管理者から、基金に関する事務は会計管理者が行うと言われていた。そうした中で、当該起案文書であったという明確な記憶はないが、以前、B元会計管理者から、「新規に発行される国債を購入するので起案している。全部自分が押印するのはおかしいので係長欄へ押印してほしい」と頼まれ起案文書に押印したことがある。その内容については確認しておらず、国債の購入の起案だと認識していた。そして、事前相談はなかった。

(2) 国債の事前決裁

初回の国債購入以降、国債売買の事前決裁を受けない方針について、会計管理者から説明を受けたか。そして、事前決裁を受けるよう指示、提案をしたかについて確認した。

原崎元市長は、説明はあったと思うが、部長を含む財政運営担当部署や特別職の専門能力、監査の点検、確認事務にも信頼したことだった。事前決裁を受けるよう指示した記憶はないということだった。

A元副市長においては、説明、指示の有無についてはともに覚えていないということだった。

その他の職員については、ほぼ全員、国債の売買で事前決裁を受けない方針であることは知らなかったと証言している。

のことについて、国債売買の事後報告にあたる起案文書に押印した職員へ提示し、当時のことを確認したが、平成30年8月9日付起案・決裁文書と同様、市長の決裁を受けた状態での持ち回りであったという。

また、別の証言で、B元会計管理者から、国債は、市場での価格の動きが速いため、事前決裁を受けるまでの間に時機を逃す。そして、国の債券なので安全である。初回購入の決裁を受ける際に次回以降の購入は事後報告とすることを市長、副市長は了承済であると聞いた。ただ、改善の提案については、行うことができていないというものであった。

のことについては、当時、国債についてはB元会計管理者が市長、副市長から一任されていること、そして、例月出納検査の資料に国債の売買状況や基金の保管状況を添付するが、こうした資料を市長と副市長へ個別にわたすことで了承を得ているという引継ぎを受けていた。また、B元会計管理者は、市長、副市長のところへよく出向いているようだった。このことはB元会計管理者自身も話していたため、話がまとまっているものだと思っていたことを理由に挙げている。

(3) 資金管理運用会議

令和元年6月26日付の起案文書で資金管理運用会議のメンバーに副市長を追加しているが、誰の指示によるものか。そして、第1回会議が開催されたのが令和2年12月24日だが、何故それまで開催しなかったのか、また開催していなかったことを把握していたか。そして会議の開催を提案したかについて確認した。

原崎元市長は、誰の指示によるものかわからない、自分が命令した記憶はない。また開催されていなかったことを把握していなかったと述べている。

A元副市長は、令和2年12月24日まで会議が開催されていなかったことについて腑に落ちないと述べている。

自身（A元副市長）が会議だと思っていたのが当該会議ではなかったのかもしれない。そして、平成31年（令和元年）の件と、平成30年の運用方針変更のあたりの時系列に関して正確に理解できていない懸念があるとした上で以下の内容について証言した。

まず、平成31年度に資金管理運用会議のメンバーに追加されたことに

については、自身（A元副市長）も含めて誰の指示によるものか分からぬ。ただ、運用基準のルールを組織として定めなければ決裁できないので早く文書化していただきたいということをB元会計管理者へ何度か伝えた記憶があるので、平成31年度にメンバーに加えられたとあるが、かなり後だなという印象を受けている。ただ、いつからという明確な記憶はない。

また、令和2年12月24日の第1回会議まで会議が開催されなかつたとあるのが腑に落ちない。この時期は、自身（A元副市長）が副市長を退任する直前である。そのような時期に第1回会議を開催したことになるが、それでは運用基準について話しても間に合わない。

自身（A元副市長）としては、もっと前に開催していたという認識である。債券の割合はどこまで抑えるか、そして、SDGs未来都市として相応しい企業の社債なり、投資の仕方になるようにという話をしていた。また、債券保有割合は資金管理運用会議で決めた基準になっているようにお願いしていたと記憶している。一方、B元会計管理者に対しては、組織としての運用基準を文書化して会議に諮るようお願いしており、その会議に当時の総務部長、財政調整課長もいたと記憶している。そして、運用基準が組織決定されていないものに決裁できないと話していた。

※委員会注記

以上のA元副市長の証言を受け、資金管理運用会議のメンバーに副市長を追加したとされる令和元年6月26日付起案文書について、その内容を確認したところ、概要は以下のとおりであった。

当該起案文書は、令和元年6月26日付起案、文書番号は31福会第9号、件名は「資金管理に関する各内規の一部改正について（法制関係）」で、五つの内規を改正することについて決裁を受けたものである。ここで言う五つの内規は「福津市資金管理運用会議に関する規程」「福津市資金管理運用方針」「福津市資金管理運用基準」「福津市基金管理要綱」「福津市債券運用基準」を指している。

次に、令和2年12月24日に開催された令和2年度第1回福津市資金管理運用会議の議事録を確認したところ、本市における基金の運用方針などは取り上げられていなかった。

以上のことから、委員会としての推測ではあるが、A元副市長は、令和元年6月26日付起案文書に記載されている改正内容について、その事前協議に

相当するものを資金管理運用会議と認識していた可能性がある。

その他の職員について、まず、副市長が資金管理運用会議のメンバーに追加された経緯について知っている、若しくは記憶しているという職員がほとんどいなかった中で、会計課と財政調整課との協議を経て副市長が追加されたという証言を得た。そして、その協議においては両課の意見がまとまったところで、「起案」の前に市長、副市長の意見をいただくということになった。

※委員会注記

「起案」とあるのは、令和元年6月3日付起案、31福第4号「資金管理に関する各内規の一部改正について」であると推測される。

この起案文書の中で、五つの内規のうちの一つである「福津市資金管理運用会議に関する規程」の改正理由として、以下の説明を付している。

今まで、当会議は会計課及び財政調整課のみでの構成及び運営となっていたが、ほとんど開催されたこともなく、債券の購入段階や繰り替え運用及び終了時、そして基金積み立て及び取り崩し等に起案文書を回したりするだけで、会議を行うことはほとんどなかった。今後の資金管理について協議する必要性が生じるものと考えられ、改正するものである。また、2課だけでの話し合いでは、偏ったり、纏まらない場合があるので、副市長を議長として開催するものである。

続けて、会議の開催時期を今まで定めておらず、今回、年2回開催と改正しているが、これについては年度当初及び中間期と考える。また、緊急案件等が生じた場合は、隨時開催するとしている。

副市長をメンバーに加えた理由について、客観性を有している資料は以上の説明文になろうかと思われるが、誰の指示によるものかについては有力な証言を得ることができなかつた。

当該起案文書は、起案日とその内容から、本起案の決裁を受けたことで改正の内容を確定させ、引き続き、令和元年6月26日付起案、31福会第9号「資金管理に関する各内規の一部改正について（法制関係）」の決裁を受けて内規の改正を完結させたものと判断し得る。

以上の手続を経て、副市長が新たに資金管理運用会議のメンバー（議長）として加えられているが、前述のとおり総務部長は加えられていなかつた。この経緯については不明である。

また、会議開催の提案の有無については、B元会計管理者へ、開催しなくて

良いのか尋ねたような気がするが返事はなかったと記憶しているという証言を得られたのみで、他の者は提案していなかった、若しくは提案した記憶はないということだった。その理由として、B元会計管理者は、直接、市長、副市長と話していたので提案しなかったという証言があった。

一方、会議が開催されなかった理由について、B元会計管理者が自分の意見を受け入れない職員と協議をすることに意義を見出せないと判断したのではないか、またB元会計管理者は、A元副市長や財政調整課長に直接相談していたのでそれを会議と位置付けていたのではないかと推測している職員がいた。

(4) 同時期に超長期国債を大量に購入したこと

以下の国債購入について、会計管理者から協議はあったか、また購入した理由を知っているか。

- ①令和元年8月20日から同年9月10日にかけての30億円分の購入
- ②令和2年3月13日から同年3月19日にかけての18億円分の購入

令和2年3月13日から同年3月19日にかけて18億円分の国債を購入したことにより、基金における債券保有割合が約80%となつたが、是正の指示、提案はしたか。

財政調整課から会計課へ今後の基金取り崩し計画の提供と債券保有割合のは正（債券売却）依頼があったことを当時知っていたか、知っていた場合はどのような指示をしたか。

以上の内容について確認した。

原崎元市長は、30億円分及び18億円分の国債を購入したことに関する事前協議の有無については定かな記憶がない。会計管理者だけに限らず、関係部署の職員、管理職を始めとする部下を信頼し裁可したとの認識である。

一方、約80%にまで上がつた債券保有割合のことについても同様であるとした上で、知り得ることなく是正の指示はしていないとし、財政調整課から会計課への是正（債券売却）依頼については、知らなかつたと述べている。

A元副市長は、社債に比べ、国債についてはあまり記憶がない。ただ、B元会計管理者は、わりと頻繁に説明をしてくれていたため、協議か事前説明はあったと思う。ただ、この頃はコロナ禍であった他、学校建設に関することなど様々な業務を抱えていた時期でもあったことから、基金の運用については記憶が定かではない。

また、国債購入についてどのように報告を受け、指示をしたかについても

記憶が定かではない。そして、学校建設についての検討が進んでいたため流動性の確保については府内で共有していたが、国債の購入で債券保有割合が約80%になったという認識はなかった。そして、自身（A元副市長）が認識していた基金取り崩し計画は、いつものものであったか記憶が定かではなく、会計課への計画の提供や債券売却依頼があったかどうかはわからないと述べている。

その他の職員について、まず、同時期の超長期国債を大量購入した理由について、当時、原崎元市長は、歳入確保の手段として債券売買による運用益を獲得する旨を施策として掲げていたためではないか、また国債の購入については、その時期が好機であるとB元会計管理者が判断したのではないかといった推測をしている職員や、令和元年5月の例月出納検査のとき、B元会計管理者が、国債のディーリングを通じて収益を上げると代表監査委員に話していたことを記憶している職員がいた他、直接、B元会計管理者からキャピタルゲインを得るためだと聞いたという証言があった。そのことを聞いた職員は、短期間での売却もされていたと記憶している。

また、債券保有割合が約80%になったことを受けた改善提案については、B元会計管理者との関係性により提案できなかつたという証言がある。

他に、令和2年度のある時期、A元副市長から、このような状況で大丈夫かと訊ねられた際、大丈夫ではないとし、債券の現金化を提言したという証言がある。また、その職員は、例月出納検査の報告書類で債券保有割合が約80%にまで上がっていたことから危機感を抱き、改善、売却を要請したという。

さらに、中期財政見通しとは別に、基金の今後の推移表を作成し渡していたので、それに沿って運用していると考えていた。しかし、基金残高が減り、今後、基金を取り崩していくという見通しになっていたため売却するよう指摘した。そのときB元会計管理者は、売却はするが、すぐできるか分からぬ。時機を選ぶ必要があるという返答だった。そして、このような指摘をしたのは一度だけではなかつたが、毎回、同じ対応だったと記憶している。

また、令和元年12月、学校建設を反映させた福津市中期財政見通し（令和2年度～6年度）を策定し、府議決定を経て公表している。その中でも基金の推移を示しており、財政状況の見通しは原崎元市長、A元副市長、B元会計管理者で共有されているということであった。

（5）売却に向けた協議

令和2年4月以降、国債の価格が購入価格より下がる状況となつたが、何故すぐに売却、損切を指示しなかつたのか。今後の方策と誰と協議したか、改善の提案をしたかについて確認した。

原崎元市長は、知り得ず、また誰からも報告、相談がなく、内部協議に至つた記憶はないが、これをもってすべてが免責されるとは思っていない。

また、今後の方策について、協議の場はなかつたと述べている。

A元副市長は、当時はコロナ禍の対応に追われ、国債価格の変動状況について、報告があったか、あつたとすればどのように報告を受けたか覚えていない。

今後の方策に関する協議のことも同様に覚えていないが、協議するとしたら会計課長（会計管理者）、財政調整課長、総務部長を交えて、売却による損切確定と保有継続の判断について検討し、議会及び市民への説明内容も含めて、判断材料を揃えた上で、市長と協議したと思うと述べている。

その他の職員については、下落の報告は受けていなかつたと記憶しているためその認識はなかつた。また提案できなかつたという証言の他、会計課に対し、少なくとも時価が約97円のときと約92円のときに債券を売却して現金化するよう要請したという証言があつた。

(6) その他

その他の聴取事項として、基金運用の方針変更、社債（光通信）購入の経緯、資金管理に関する内規の改正等について聴取により事実関係を確認した。

①基金運用の方針変更

1) 背景

当市の基金運用において、債券を満期保有から積極運用へ、そして、その対象に国債を加えるという方針変更の契機となつたのは、平成30年8月9日付の起案文書である。

この方針変更の背景には、金融機関への預託が非常に低金利で、そこから得られる利金収入は極めて少額に限られていたことがある。そのため、当時は、多くの自治体が国債の運用に関心を示していたようである。

その他の職員の証言によれば、そのような状況であつたため、上記起案文書

が回議された当時、その内容を問題視する職員はいなかつたのではないかということであった。

こうした中、平成29年3月、福津市長に就任した原崎元市長とB元会計管理者は、基金を弾力的に運用し、厳しい財政状況下において、少しでも収益を上げることに意欲的であったようである。

2) A元副市長の登用

原崎元市長は、基金運用に関してはA元副市長の知見にも期待していたことを窺わせている。原崎元市長の後援会が発行した市政報告書で基金のことを取り上げており、その中に「平成29年12月にMBAの資格を持った「副市長」を起用し、その管理の元で、市は平成30年度から基金（貯蓄）の管理办法を定期預金から国債などに転換する方針を決めました」とある。

しかし、A元副市長は、聴取において、A元副市長が副市長就任の打診を受けたときには基金の話は全くなかったとし、上記市政報告書にはA元副市長が留学した大学名が記載されているが大学名も異なることを指摘した上で、上記市政報告書の内容を明確に否定した。

3) B元会計管理者の基金運用に関する姿勢

証言によると、B元会計管理者は、「自分は市長から一任されている。そして市長は、『自分は債券についてよく知らないためA元副市長に任せます。だからA元副市長と話をするように』と言われており、その上で、A元副市長と話はできています。」といったことをよく話していたという。また、ある職員は、基金の管理は会計管理者が一人で行うとB元会計管理者から言われたと証言している。確かに、B元会計管理者は、債券の売買については大変知見が深かったようで、そのこと自体を否定する証言は皆無であった。

その一方で、B元会計管理者は、部下に対して大声で罵声を浴びせることがあったようである。そのため、債券の売買に限らず、周囲は委縮していたという証言もある。

また、B元会計管理者は、職員に対してだけでなく、証券会社の社員に対しても高圧的な態度で接していたようである。

こうした状況の中で、B元会計管理者は、市長から得た信頼の下、過剰なまでの規模で債券を売買した。具体的には前述のとおり、令和元年8月20日から同年9月10日にかけてのオーバーパーによる30億円分の国債購入、続

いて令和2年3月13日から同年3月19日にかけてのオーバーパーによる18億円分の国債購入で、それらは、償還期限が30年の超長期国債で、利率においては一般的に優位性があるものの、資金が長期間にわたり拘束され、その間、市場金利が上昇した場合、途中売却すると元本割れのリスクが高くなるという性質を有するものであった。

しかし、高額の売買差益を得ることができていたことで、当時の代表監査委員は、例月出納検査のときに運用結果を称賛していたという証言がある。

ただ、その結果、基金全体に占める債券保有割合は上がり続け、学校建設を始めとする大規模な資金需要が見込まれる中、現金確保について深刻な懸念が生じることになった。

4) A元副市長の原崎元市長とB元会計管理者に対する見解

A元副市長は、時間の経過に加え、当時、コロナ禍対応、学校建設といったことが重なり、基金に関しては記憶が定かではないとした上で、当時の状況を次のように述べている。

基金の運用方針が、原則、満期保有としていたものから積極的な運用を容認することに変更したことは、原崎元市長の方針だと思っていた。原崎元市長のB元会計管理者に対する期待値は大変高く、B元会計管理者も期待に応えるような働きをしていたと思う。国債についてはあまり記憶がないが、もしかすると自身（A元副市長）が判断するよりも毎日動向を確認しているB元会計管理者の判断を尊重していたのかもしれない。ただ、財政調整課長やB元会計管理者へ運用方針を指示したり提案した記憶はないが、情報は共有していたと思う。B元会計管理者は、丁寧に説明してくれる人で、直接副市長室に来て説明してくれていた。そして、その後、市長への説明ということで、B元会計管理者に同席したこともあった。押印の順番については、先に市長が押印して自身（A元副市長）に回付されることなく、また財政調整課長の押印がない状態で回付されることもなかつたと思うと述べている。

5) 財政調整課の対応

一方、B元会計管理者のこうした一連の動きに対して、財政調整課は強い危機感を抱いていたが、当時の財政調整課は、基金に関する事務分掌を正しく把握していなかったようである。福津市財務規則（以下「財務規則」という。）によれば、「基金管理者」として、基金の管理に関する事務を所管する者は、当該基金の設置の目的に従い特に必要があると認めて市長が指定するものを

除き、財政調整課長とする。(第260条)とあり、続けて「基金の管理」として、基金管理者は、基金に属する現金を条例の定めるところにより有価証券に代えようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議の上市長の指示を受けなければならない。(第261条第2項)とある。

しかし、当時、財政調整課に配属されていたある職員は、基金に関する業務について、その全体管理を財政調整課が所掌し、債券の運用は、これまで慣例的に会計課が所掌してきたという認識であった。したがって、国債を含む債券運用業務について、財政調整課は債券に関する知識等を有していないかったため、会計課が運用業務を主体的に行う状況であったと述べている。

また、証言によれば、財政調整課は債券の売却、現金化の要請はしていたものの、当時、こうしたことを見議に諮るという発想はなかったということであった。

とはいっても、基金現金の必要額を把握する立場にあった財政調整課は、B元会計管理者が行う債券の売買について、さらにはその事務手続きの方法についても強い不信感を抱いていたようである。

このことについて、得られた証言では二つのことが強調されている。

一つ目は、起案文書の押印についてである。前述のとおり基金の運用に関することなどについて、B元会計管理者が起案文書を回付する際、多くのものが、市長の決裁印が押印された状態で財政調整課へ持ち回りで回付されてきたという。このことについては、当時、財政調整課に配属されていた他の職員も同様の証言をしている。

二つ目は、基金の運用に関し、当時、情報共有や事前協議がなかったということである。前述のとおり、基金運用方針が変更された根拠となる平成30年8月9日付起案を始め、国債の売却などについても事前に協議の場が持たれることはなく、市長の決裁印が押印された起案文書が持ち回りで回付されて知るに至ったという。また、当時、財政調整課は、債券運用の事務の実態を把握することができず、運用益がどのようにして生み出されたのか等の詳細、また大量の売買が短期的に繰り返されていたことも知らなかった。そして、債券保有割合については例月出納検査の資料で知ったという。

②社債（光通信）購入の経緯

1) 光通信の社債について

これまでの証言に基づくと、財政調整課には事前に情報が共有されず、かつ協議の場が持たれることもなく巨額の公金が運用されていたことになるが、こうした運用の一つに光通信の社債を同時期かつ大量に購入した件が挙げられる。

これは、令和元年11月8日、光通信の社債を、証券会社4社から合わせて20億円分購入したものである。なお、償還期限は30年である。

この社債の購入で特筆すべき点は、当時、債券の売買に関しては、専ら国債を対象としていたにもかかわらず、20億円もの大量の社債を同時期に購入していること、そして、数ある社債の中で光通信のみに特定し、その社債を複数の証券会社から別々に購入していることである。

この、光通信の社債を購入したことについて、A元副市長は、購入の判断基準は、格付けと事業内容で、従来のものから転換されていたからだと述べている。

委員会で調べたところ、確かに電気、通信サービスなど公益性が高い事業を幅広く展開しているようである（光通信の公式ホームページより）。また、福津市監査委員が、令和7年2月26日付で請求を受けた住民監査請求に対する監査報告書（令和7年5月14日付7福監第30号）には、光通信の投資家説明資料（2019年10月）の一部を引用する形で、光通信は、環境保全の取り組みや、リユース、ペーパーレス化、社会貢献活動や働きがいのある職場づくりに積極的に取り組んでいることが記載されている。こうしたことから、前述のとおり、A元副市長はSDGs未来都市として相応しい企業の社債なり投資の仕方になるように話していたことと考え合わせると、光通信は、自身（A元副市長）が掲げる投資先の選定基準に合致していたものと思われる。

そして、A元副市長の証言によれば、購入する際、証券会社からの見積り、提示内容について相当交渉しており、より有利になる状況を作る努力をしていたという認識があり、資金管理運用会議で決めた運用基準に則ったものであったと判断したということだと思うと述べている。

2) 財政調整課職員の証言

次に、当時、財政調整課に配属されていた職員によれば、その頃、債券を売却するよう指摘していた時期であったにもかかわらず、事前の情報共有、協議はなかった。購入の前後も含めて時期の詳細は覚えていないが、原崎元市長は、光通信の社債は良いから大丈夫だと話していたことを記憶している。

その他に、そもそも元本保証がない社債の運用には疑問を持っていた。そう

した中で、光通信の社債を大量に購入した。そして、このときも起案文書が市長決裁済で回付されてきたような気がするという証言があった。

3) 会計課職員の証言

また、当時、会計課に配属されていた職員によれば、副市長室で、B元会計管理者がA元副市長に対して光通信の社債を購入することについて了承を求める協議に同席したような記憶があるという。しかし、日時や協議内容、そしてA元副市長の反応については記憶が曖昧で、その時以外に証券会社が来ていたのかもしれないと述べている。

なお、その職員は、平成30年度のある時期、B元会計管理者から光通信の社債について、利が良くて安心だ。格付けがAかB B Bまでは安心だ、そして、携帯会社とのつながりがあるので倒産することはないという話を聞いたような気がすると述べている。

その他、光通信の社債を購入したことについて、B元会計管理者から聞いた話として詳しい証言を得ることができたが、その内容は以下のとおりである。

その職員は、C社の社債から光通信の社債に買い換える形で運用しようとしていた時期にB元会計管理者から話を聞いたが、なぜ、光通信に買い換えたのか、その理由は分からぬ。そして、話を聞くことになったきっかけは、買い替え前の社債、即ちC社の社債が劣後債であったことが気になり、B元会計管理者に確認したことだった。リスクを危惧して大丈夫であるか確認したところ、B元会計管理者から、劣後債を満期保有するつもりはない。そして事前に格付けも含めて充分調査し、証券会社にも見通しを相談しながら運用しているので心配ない。また、光通信の社債を購入することについては、A元副市長に相談していると話していたという。

なお、委員会が調べたところ、光通信の社債は劣後債ではなかった。

そして、A元副市長から、社債の購入は注意を要するということで、「社債を購入する場合の基準」を明確にするために内規を定めた方が良いと指摘され、格付けなどの基準を作成したことであった。また、特定の証券会社から一括して購入した場合、特定した理由について疑念を抱かれる可能性があるので債券所有割合に応じて複数の証券会社から購入することを決めたという。

また、光通信の社債については、しばらく保有してインカムゲインを得る予定だとB元会計管理者は話していたという。

③資金管理に関する内規の改正

1) 改正の経緯

上記「社債を購入する場合の基準」について、証言によれば、当該職員が会計課に配属される前後に五つ程の内規を全て改正しているが、購入しやすくなるような形で改正していたと思うということであった。

五つ程の内規を全て改正したということであれば、それは、令和元年6月3日付起案、31福第4号「資金管理に関する各内規の一部改正について」の決裁を経て、令和元年6月26日付起案、31福会第9号「資金管理に関する各内規の一部改正について（法制関係）」の決裁を受けて改正した五つの内規のことを指すものと推測される。

そこで、令和元年5月頃、五つの内規を改正するために会計課と財政調整課が協議した中で、資金管理運用会議のメンバーに副市長を加えることが提案されたことは前述のとおりだが、他の協議内容などについて確認したところ、記憶が曖昧なところもあるとした上で得られた証言をまとめると以下のとおりである。

証言によると、その協議は、令和元年5月頃、B元会計管理者から財政調整課に対し、基金に関する内規の改正案について意見をいただきたいといった呼びかけで行われた。このときの協議の趣旨は、内規の改正案の整理であったが、B元会計管理者の話によると、以前、A元副市長から、福津市は基金運用において社債を購入しているが、そうしたことを踏まえて改正した方が良い箇所があるのではないかと指摘されていた。そこで、改正案を作成したので財政調整課にも確認してもらいたいということが協議に至った経緯であるという。

この証言からすると、B元会計管理者は、この協議の後、修正後の改正案について了承を得るため、令和元年6月3日付31福第4号「資金管理に関する各内規の一部改正について」で改正内容について決裁を受け、引き続き令和元年6月26日付31福会第9号「資金管理に関する各内規の一部改正について（法制関係）」で内規の改正について決裁を受けたものと推測される。ただ、これらを起案するに先立ち、また起案後においてB元会計管理者が、原崎元市長とA元副市長に対してどのような説明をしたかについては不明である。

証言によると、B元会計管理者は、この協議に臨む前と、それ以前から、そ

の（証言した）職員に内規を改正する話をした際、改正することで、購入する自由度が上がること、さらには、現在の内規では購入できないものも購入できるようになることを望んでいたという。

2) 福津市債券運用基準等の改正

以上のことから、これらの内規のうち、社債を、さらに言えば光通信の社債の購入を容認する根拠となり得る改正をしたのは「福津市債券運用基準」であると推測される。

この基準の主な改正内容は、以下3項目の新規追加である。

一つ目は、「債券の保有期間」として、債券による運用は、新発債、既発債を問わず、概ね残存期間を上限10年とするが、長期にわたり取崩す予定がない基金については、各基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画等を確認して、40年を上限として効率的な運用を行う。ただし、期限前償還条項付の償還期間が10年以下であれば、上限はこの限りではないとし、その理由については、今まで残存期間の上限を5年間としていたが利率が取れないためとしている。

二つ目は、「債券の取得単価」として、債券の取得単価は、原則としてパー（額面価格）もしくはアンダーパー（額面価格未満）とする。ただし、パー及びアンダーパーの債券の取得が困難な場合は、オーバーパー（取得価格超）債券であっても購入することができる。なお、その場合満期償還時における受け取り利息が額面価格と取得価格との差額を上回る場合に限るとしている。なお、このことについては、特に改正理由を付していない。

三つめは「社会的責任投資」として、民間債のうち社債を購入する際には、発行体である企業の財務諸表だけで判断するのではなく、環境への取り組み、社会的課題への取り組み、そして企業ガバナンスへの対応を投資判断として考慮するものとするとし、その理由については、社債の発行体の企業が、社会や環境を意識し、倫理的経営戦略を執る場合、企業利益や企業価値向上につながり、また、その利益の持続可能性が高いとも言われているとしている。

なお、格付けに関する改正箇所を探してみたが特に見受けられず、強いて言うならば、「福津市資金管理運用基準」の改正理由の一部が該当し得る。ただし、改正内容に直接言及したものではなく、内規の中に「投資適格」という文

言があるが「一般に格付けでB B B（トリプルビー）格以上のものが投資適格と呼ばれている。」と注記しているのみであった。

こうした新たに規定した根拠に基づけば、令和元年11月8日に光通信の社債を20億円分（30年：額面取得）購入したことについては、基準を満たしていることになる。

④債券保有比率の上昇と債券価格の下落

1) 債券売却に向けての指摘

聴取によると、平成30年度、基金の運用に関して、原則、満期保有から積極運用を容認する方針に変更し、令和元年度から令和2年度にかけて現金不足の懸念が深刻化する程までに国債及び社債を大量に購入したことになるが、一方で、当時、財政調整課は、売却を推し進めるために説明、指摘を繰り返していたようである。

当時、財政調整課に配属されていた職員によれば、原崎元市長は、財源確保の手段として債券の売買を推奨していたという。そうした中、時期は定かでないが、積極運用の考え方に対して利得が得られる可能性と同時にリスクも伴うことを指摘したところ、そのような考え方をすることで財政部門は今まで利得を得られる機会を損失してきたとして叱責を受けた。そして、A元副市長からも、平成30年度に同様の叱責を受けたが、その後、A元副市長が退任する少し前の令和2年度のある時期、逆に、このような状況で良いのか訊ねられたことに対して、良くない旨を指摘したという。

また、財政調整課は、B元会計管理者に対しては、平成30年度の下半期のある時期、債券保有割合が約50%に達していたことを知り、債券購入を止め、現金化を進めるよう強く要請している。同様に、当時、財政調整課に配属されていた別の職員も、翌年に、債券保有割合が上がっていることを知り、債券の売却を要請している。しかし、結果としては、状況が改善されることはなく、総務部長が、令和2年度初めに確認したところ、令和2年2月頃の債券保有割合は70%を超えており、「ありえない割合」として、会計課に売却を要請したという。

こうしたことから、当時、財政調整課は、上がり続ける債券保有割合に懸念を抱き、一刻も早く債券を売却させることに相当苦心していたことが窺える。

しかし、令和2年3月13日から同月19日にかけて、18億円分の国債を購入したことで、債券保有割合は約80%にまで上がり、一方で令和2年4月以降、国債の価格が下がり始めることとなる。

2) 債券価格の下落

国債の価格が下がり始めてからの対応について、原崎元市長は、知り得なかった、誰からも報告、相談はなかったと証言している。そして、A元副市長は、当時のことをよく覚えていないと証言している。しかし、当時の総務部長は、引き続き債券の売却を強く要請し続けていたという。少なくとも、国債の時価が約97円に下がったとき、及び約92円に下がったときに会計課へ要請している。

当時、会計課に配属されていた職員は、総務部長が財政調整課長に早く債券を売却させるよう指示していたのを聞いた他、話の内容は聞こえていないが、財政調整課長と財政係長が会計課を数回訪れていたと記憶している。

同証言者によれば、国債の価格が下がり始めた当時、まだ、価格は若干上下していたことから、B元会計管理者は、その後、一気に価格が下落するとは思っておらず、慎重に時機を見計らっていたようである。

しかし、価格は下落し続け、学校建設を始めとする大規模な財政支出が見込まれる中、冒頭で述べたとおり、基金残高において約23億円もの含み損を抱えてしまうことになった。

そして、現金確保のため、令和2年4月に購入した償還期限30年の超長期国債を令和6年3月から同年12月にかけて約2億円分を売却し、その結果、5,700万円を超える損失を確定させた。

8. 基金運用にかかるガバナンスに対する結論

今回の基金運用に関し、委員会が、関係職員からの聴取などによって確認できた事実関係は以上のとおりである。

これらの事実関係を考察すると、この一連の問題は、財源確保という目的があったとはいっても、事前事後の協議や情報共有がなされていなかった他、(一部、証言に矛盾はあるが)起案文書が例規で定められた内容と異なる手順で回議されることが繰り返され、そして、これらが是正されることがなかつたという証言に見られるよう、一部の職員による独断専行により引き起こされたものと推測されるが、一方で、そのことだけに帰結し得ず、他の関係職員の対応につい

ても疑念が全くないわけではない。

まず、A元副市長においては、常日頃よりB元会計管理者から基金の運用に関する説明を受けていたはずである。それと同時に、各種資料の内容について確認していたはずであるため、現状の債券保有割合や現在における債券売買の実績等について把握し得る立場であったことになる。これほどまでの債券売買に関して、国債の場合は事後の報告であったにせよ、起案文書はA元副市長にも回付され、実際に押印している。そして、職位などを考慮すれば、最も原崎元市長を説得し得る立場であったことに加え、B元会計管理者に対しては、状況を問い合わせし、是正を指示し得る立場でもあったはずである。

次に、財政調整課について、まず、起案文書への押印につき、基金の運用方針の変更や、国債の売却報告などといった重要事項について伺う又は報告する起案文書の殆どは、市長の決裁印が押印された状態でB元会計管理者が持ち回りで財政調整課へ回付していたという。よって、これは同意を意味する合意ではなく供覧に過ぎないと明言して押印したということであった。このことは、A元副市長の証言と矛盾するが、仮に、市長印が押印された状態で財政調整課へ回付されたとしても、そのようなことが度重なる状況であれば、毅然とした意思表示の手段として、あえて押印しないということはできなかつたのかという疑念が残る。

また、令和元年6月、基金運用に関する五つの内規を改正したことについて、その改正内容は、超長期債券の購入、またオーバーパーでの購入を例外的とはいえない可能にしたもので、社債の購入についても否定するものではない内容になっていることは前述のとおりである。こうした改正案が提示された段階で安全性・流動性についての懸念を強く主張しなかつたのか疑念が残る。仮に、協議の場では改正内容が丁寧に説明されず、事後的に財政調整課へ起案文書が回付されたとしても、遅くとも、回付された時点で改正内容は把握し得たはずである。

9. 基金の健全な運用に向けて

今回の一連の問題は、基金の運用という行政運営に関して、その適正値、役割分担、執行方法について、適切に合意形成がなされず、一部の職員に権限が過剰に移譲されたことでガバナンスが機能せず、それを復する自浄作用も働かなかつたことが原因であるものと推測される。

このことを受け、今後、当市の基金が「予期せぬ財政需要への備え」「安定的、計画的な行政運営の実現」を果たすものとして健全に運用されていくための方策を以下のとおり掲げる。

(1) 債券保有割合における目標値の設定

今回、問題となった一連の基金の運用内容は、財源確保を企図したものとはいえ、キャピタルゲインとインカムゲインを追求する余り、資金需要の見通しに基づく計画性を疑わざるを得ない程までに債券の保有に偏重しており、その結果、債券を現金化する必要性と売却による損失について苦慮する事態を招いてしまった。

今後、基金を運用するに際しては、現金の確保に懸念が生じることがないよう、目標とする債券保有割合を資金管理運用会議で定め、各種判断における適正性の担保に努めるべきであると考える。

(2) 基金運用における事務分掌の整理

今回の聴取で得られた証言によれば、財務規則第260条から第262条に規定されている「基金管理者」という職責について、当時、関係職員は認識していなかったようである。そして、債券の売買も含めた基金の運用に関する業務は会計管理者に一任されていることが慣習化していた。こうしたことは、責任の所在が曖昧となり、当事者意識の希薄化につながることが懸念される。福津市行政組織規則や福津市事務決裁規程においては、基金運用に関する事務分掌について、その詳細は規定されていないが、これは、行政事務が今後一層、多様化、複雑化していくことを見据えた上で汎用性を保持する必要があるためで、これらの例規において、個々の業務についてその詳細を規定するものではないと考えられる。そこで、資金管理運用会議において、基金運用に関する業務の事務分掌を定め、以降、責任の所在を明確にした上で、適切に事務を進める必要があると考える。

(3) 外部有識者の招聘と人材育成

今回の一連の問題は、特定の職員に対して意見具申ができない状況であったということも大きな要因の一つである。そのような職場環境は直ちに改善の措置を講ずる必要があることは言うまでもないが、それと同時に、基金の運用は、高度な専門性が求められることに加え、多額の公金を取扱うという特殊性を有する。

これらを考え合わせた場合、合意形成の過程において専門性を有する外部有識者を招聘することは、特定の職員による独断専行を牽制するだけでなく、

職員の専門性を高めることにも資すると考えられる。よって、資金管理運用会議において、少なくとも基金運用における方針を協議する際は、外部有識者を加えて合意形成を図る必要がある。

そして、同時に、専門的な研修への継続的な派遣などにより、基金の運用に関して的確な状況把握と最適な決断をなし得る人材の育成に努めるべきであると考える。

10. おわりに

今回の聴取で、ガバナンスが機能しなかった場合、地方公共団体の財政状況に少なからずの影響を及ぼしてしまうことが明らかとなった。そして、それは行政に対する市民の不信感にもつながってしまうことは言うまでもない。

職員一同は、今回の教訓を謙虚に受け止め、高い規範意識を持ち、透明性を担保した行政運営に邁進していただくことを強く要望する次第である。

本報告書は、委員会が、当時の関係者（現在、退職している者も含む）から、任意による事前質問と口頭による聴取によって得られた証言及び関係資料の収集・精査に基づき作成した。なお、得られた証言については、あくまで本人の記憶の範疇にとどまるものであり、かつ正確性に完全な保証はないこと、そして、本聴取は、民事上、刑事上の責任の有無又は所在を追求するものではないことを付言する。